

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>日高市大字森戸新田字内久保九四番 六地先から同市大字森戸新田字藤久保 七六番一三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年六月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十六年九月十二 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第十五号 で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長二七九・四六 メートル</p>